

教 育 委 員 会 7 月 定 例 会 議 事 録

会議名 教育委員会 7 月定例会

開催日 令和 4 年 7 月 28 日（木）午前 11 時 00 分～午前 11 時 45 分

開催場所 議会棟 5 階 第 2 委員会室

出席者 高須教育長、藤田教育長職務代理者、玉井委員、秋元委員、中澤委員

事務局等出席者

荒木教育次長兼学校教育部長、宮永学校教育部部長、若林教育監兼総合教育研修センター所長、山口教育監、中村社会教育部長、三宅社会教育部部長、赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長、辻社会教育部次長兼社会教育課長、野岸文化スポーツ室長兼課長、阪本施設給食課長、大坪施設給食課課長、牧野学務課長、古田教育指導課長、籠本総合教育研修センター課長、山本中央図書館長兼分館（東・図書館・駅前図書館）分館長、大野青少年課長、坂本教育政策総務課係長、浦戸教育政策総務課係長、坂口（教育政策総務課担当）

○高須教育長

教育委員会 7 月定例会を開催する前に、中澤秀作委員が令和 4 年 6 月市議会定例会において、教育委員会委員の任命の同意を得られ、令和 4 年 7 月 1 日付けで教育委員会委員に任命されました。中澤委員から就任に伴う御挨拶を一言いただきたいと思えます。

○中澤委員

ただ今御紹介に与りました、7 月 1 日付けで、寝屋川市教育委員会教育委員に就任いたしました、中澤秀作でございます。

私は、小学校と中学校と P T A 会長をさせていただいたことがきっかけとなりまして、寝屋川市地域教育協議会の副会長など、様々な地域活動に参加してまいりました。その経験を基に、これからの寝屋川市のために、また一保護者として、寝屋川市の教育の充実と発展のために、微力ではございますが、全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○高須教育長

それでは、ただ今から教育委員会 7 月定例会を始めます。

本日の署名委員は、秋元委員をお願いいたします。

本日の案件は、報告事項が 2 件、議決事項が 3 件でございますが、追加議案として、報告第 14 号「懲戒処分に関する内申について」及び 議案第 28 号「令和 4 年 8 月 1 付寝屋川市立小・中学校管理職人事について」が提出されております。

そこで、報告第 14 号「懲戒処分に関する内申について」及び議案第 28 号「令和 4 年

8月1日付寝屋川市立小・中学校管理職人事について」を追加し、報告第13号の後に、報告第14号及び議案第28号の順で審議することにしたいと思います。そのことに関して、御異議ございませんか

（「異議なし」の声あり）

○高須教育長

御異議なしと認めます。

それではまず、本日の配付資料について確認をいたします。

事務局から説明をお願いいたします。

はい、赤堀次長。

○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

本日の配付資料を確認いたします。

教育委員会定例会の議案書、追加議案書の2点でございます。なお、教育長及び委員の皆様には、報告第12号及び報告第13号に関する資料も配付しております。個人情報が含まれた資料でございますので、会議終了後机の上に置いてお帰りくださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○高須教育長

説明は終わりました。

それでは、議案書1ページ、「6月・7月の教育委員会一般事務報告」についてお伺いいたします。

事務局から報告事項はございませんか。

はい、赤堀次長。

○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

6月・7月の一般事務報告をいたします。

まず、6月16日から7月6日まで開催されました、令和4年6月市議会定例会でございますが、6月21日に文教生活常任委員会及び予算決算常任委員会（分科会）、27日に予算決算常任委員会（全体会）、28日から30日まで一般質問、7月4日に文教生活常任委員会協議会が開催されました。

なお、令和4年6月の教育委員会定例会において御承認いただきました「市長からの意見聴取」に関する議案につきましては、可決されましたので、併せて御報告いたします。

次に、本日7月28日に教育委員懇話会及び教育委員会を開催しております。また、本日午後に、総合教育会議を開催いたします。

続きまして、教育委員会後援の状況につきまして、御報告いたします。

6月11日から7月10日までの教育委員会の後援状況でございますが、全体で7件ございました。

そのうち新規の後援が2件ございまして、1件目は、各家庭において健やかな子育て

てができるよう支援することを目的とする、学校法人誠昭学園キックオフ チャイルド・ケアセンターによる『子育て講座（お話し会）「運動」「学習支援」について』でございます。

2件目は、平和の大切さを学ぶことを目的とする、新日本婦人の会寝屋川支部による「広島の高校生が描いた原爆の絵展示会」でございます。

その他、継続の後援が5件でございます。

1件目は、寝屋川市グラウンド・ゴルフ協会による「第37回市長杯グラウンド・ゴルフ大会」、2件目は、ピティナNEYAGAWAはちかづきステーションによる、「令和4年ピティナ・ピアノステップ」、3件目は、知的障害者を普通高校へ北河内連絡会による、「第26回障害のある子どもの高校進学を考える学習会」、4件目は、寝屋川高校楽友会による「寝屋川高校楽友会30周年記念コンサート」、5件目は、淀川河川公園ふれあいマラソン実行委員会による「第8回淀川河川公園ふれあいマラソン」でございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございますか。

事務局から、ほかに報告はございますか。

はい、辻次長。

○辻社会教育部次長兼社会教育課長

7月21日、令和4年度第2回社会教育委員会議を開催いたしました。内容といたしましては、社会教育課の所管事業について、その他でございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

事務局からほかにございませんか。

では、ないようですので、次に、2ページ、「7月・8月教育委員会行事計画書」についてお伺いします。

事務局から何かございませんか。

はい、赤堀次長。

○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

8月の行事計画を御説明いたします。

まず、8月25日に教育委員懇話会及び教育委員会定例会、8月30日に教育行政事務の点検・評価会議の開催の予定しております。

次に、8月29日から、令和4年9月市議会定例会が開催され、29日に予算決算常任委員会（全体会）、31日に文教生活常任委員会及び予算決算常任委員会（分科会）が開催されます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

事務局からほかにご覧いませんか。

はい、古田課長。

○古田教育指導課長

8月行事計画を御説明いたします。

8月1日、午前9時30分より、総合教育研修センターにおきまして、校長夏季研修会が開催されます。校長会課題別部会より、現状と今年度の取組報告を行います。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

事務局から、ほかにご覧いませんか。

はい、辻次長。

○辻社会教育部次長兼社会教育課長

8月行事計画を御説明いたします。

8月3日、令和4年度第3回社会教育委員会議を開催いたします。内容といたしましては、社会教育の所管事業について、その他でございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

事務局からほかにご覧いただけますか。

では、ないようでございますので、「7月・8月教育委員会行事計画書」については、予定どおりで、よろしくお願いいたします。

次に、3ページでございます。報告第12号「職員の分限処分について」を議題いたします。

はい、赤堀次長。

○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました、報告第12号、職員の分限処分につきまして、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、4ページを御覧ください。本職員は社会教育課の職員で、病氣療養のため休業を要する旨の診断書が提出され、令和4年6月20日から令和4年7月19日までの休職発令を行ったものでございます。

以上でございます。

○高須教育長

報告は終わりました。

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第12号「職員の分限処分について」を報告どおり承認することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、報告どおり承認することに決します。

次に、5ページでございます。報告第13号「職員の分限処分について」を議題いたします。

はい、赤堀次長。

○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました報告第13号、職員の分限処分につきまして、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、6ページを御覧ください。本職員は社会教育課の職員で、病氣療養のため休業を要する旨の診断書が提出され、令和4年7月20日から令和4年9月19日までの休職発令を行ったものでございます。

以上でございます。

○高須教育長

報告は終わりました。

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第13号「職員の分限処分について」を報告どおり承認することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、報告どおり承認することに決します。

では、次に、順序が前後いたしますが、追加議案書の1ページ、報告第14号「懲戒処分に関する内申について」、追加議案書の2ページ、議案第28号「令和4年8月1日付寝屋川市立小・中学校管理職人事について」並びに議案書の7ページ、議案第25号「令和4年度寝屋川市立小中学校校長・教頭及び指導主事候補者の推薦について」は、人事案件でございますので、3件続けて非公開として審議したいと思います。

非公開として、審議することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○高須教育長

各委員より御同意いただきましたので、本案は寝屋川市教育委員会会議規則第6条

の規定に基づき、非公開とさせていただきます。

それでは、関係者以外の方及び傍聴の方は、一旦御退席いただきますようお願いいたします。

(関係者以外退室)

(入室)

○高須教育長

再開いたします。

それでは、報告第14号「懲戒処分に関する内申について」を報告どおり承認することに決し、議案第25号「令和4年度寝屋川市立小中学校校長・教頭及び指導主事候補者の推薦について」及び、議案第28号「令和4年8月1日付寝屋川市立小・中学校管理職人事について」を原案どおり議決いたします。

次に、議案書8ページでございます。議案第26号「公文書部分開示決定に係る審査請求に対する審査請求人への弁明書の送付及び反論書等の提出に係る文書の送付について」を議題といたします。

はい、赤堀次長。

○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました、議案第26号、公文書部分開示決定に係る審査請求に対する審査請求人への弁明書の送付及び反論書等の提出に係る文書の送付につきまして、教育委員会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、9ページを御覧ください。本件につきまして、令和3年8月2日に、地域交流センターの指定管理者との協定書に係る公文書開示請求があり、当該開示請求に対して、令和3年8月5日に、部分開示決定処分を行いました。令和3年11月4日付けで、部分開示決定処分に対する審査請求書が提出されました。

今回の審査請求について、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第29条第5項の規定に基づき、審査請求人に対し、弁明書を送付するとともに、法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第30条第1項に基づき、審査請求人に対し、弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（反論書）を提出することができる旨、及び法第32条第1項の規定に基づき、証拠書類又は証拠物を提出することができる旨の文書の送付を行うものでございます。

次に、11ページを御覧ください。弁明書に関しましては、7ページにわたって、地域交流センターの指定管理者との協定書に係る部分開示の内容や、審査請求の趣旨及び理由、処分庁の意見等を示しており、17ページの最後にまとめとして、審査請求の理由にはいずれも理由がなく、本件処分に違法又は不当なところはないため、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めるものとしております。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。議案第26号「公文書部分開示決定に係る審査請求に対する審査請求人への弁明書の送付及び反論書等の提出に係る文書の送付について」を、原案どおり議決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、18ページをお願いいたします。議案第27号「令和5年度使用小中学校教科用図書の採択について」を議題といたします。

はい、古田課長。

○古田教育指導課長

ただ今御上程いただきました、議案第27号、令和5年度使用小中学校教科用図書の採択につきまして、令和5年度使用小中学校教科用図書の採択を行いたく、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、令和5年度使用小中学校教科用図書の採択を行うためでございます。教科用図書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律におきまして、政令で定める期間、毎年同一のものを採択するとあり、その期間が政令で4年とされていることや、令和5年度は、令和4年度と同一の教科用図書を採択しなければならないという国からの通知もございます。従いまして、小学校教科用図書につきましては、令和元年度に採択いただいた教科用図書に、中学校教科用図書につきましては、令和2年度に採択いただいた教科用図書に、決定いただきたいと考えております。

19ページ及び20ページを御覧ください。こちらが令和5年度使用の小学校及び中学校教科用図書の一覧でございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。議案第27号「令和5年度使用小中学校教科用図書の採択について」を原案どおり議決することに、御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、原案どおり議決いたします。

以上で、予定の案件は全て終了いたしました。そのほかに事務局から、報告事項があればお願いします。では、ないようですので、これをもちまして教育委員会7月定例会を終了いたします。